

## 守山市立吉身保育園管理運営業務仕様書

### 1 目的

この仕様書は、守山市立保育園の設置および管理に関する条例（昭和 39 年条例第 38 号）第 5 条の規定に基づき、守山市立吉身保育園の指定管理者が行う管理の内容および業務の範囲等について定めることを目的とする。

### 2 施設の概要

施設の名称	守山市立吉身保育園		
所在地	守山市吉身二丁目 6 番 61 号		
設置認可	昭和 45 年 7 月 1 日	事業開始	昭和 45 年 12 月 1 日
建築年月日	平成 20 年 3 月 25 日		
敷地面積	2,231.33m <sup>2</sup>		
建築面積(園舎)	663.15m <sup>2</sup>		
延床面積	1,189.75m <sup>2</sup> (1 階 620.39m <sup>2</sup> 、2 階 569.36m <sup>2</sup> )		
施設内容	乳児室	1 室	33.00m <sup>2</sup>
	ほふく室	2 室	102.90m <sup>2</sup>
	保育室	5 室	274.66m <sup>2</sup>
	遊戯室	1 室	140.62m <sup>2</sup>
	調乳室	1 室	4.60m <sup>2</sup>
	沐浴室	1 室	16.48m <sup>2</sup>
	調理室	1 室	99.40m <sup>2</sup>
	医務室	1 室	6.12m <sup>2</sup>
	保育士室	1 室	51.15m <sup>2</sup>
	その他	—	460.82m <sup>2</sup>
屋外遊技場	884.29m <sup>2</sup>		

### 3 管理運営に関する基本的な考え方

指定管理者は、吉身保育園を管理運営するにあたり、次に掲げる項目を遵守しなければならない。

- (1) 児童の国籍、信条、社会的身分または入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならないこと。
- (2) 児童の処遇改善に努めるとともに、児童の安全確保を行うこと。
- (3) 個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 創意工夫により効率的・効果的な運営を行い、保育の質の向上に努めること。

- (5) 公立保育所であることを十分に認識し、守山市立保育園（以下「公立園」という。）の保育内容を基本とした運営を行うこと。
- (6) 保育料以外の保護者負担については、公立園と同程度とすること。
- (7) 守山市保育協議会等に参加し、公立園および市内の法人立保育園との良好な関係を構築するとともに、積極的に会議や研修会に参加し情報交換を行うことで、職員の資質向上に努めること。
- (8) 関連する法令をはじめとした条例等の規定を遵守し、業務を実施すること。
- (9) 守山市環境方針に則り、積極的にエコ活動を実践し環境負荷の低減に努めること。

#### 4 法令等の遵守義務に関する事項

吉身保育園の管理運営にあたっては、この仕様書のほか次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- (3) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- (4) 児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）
- (5) 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 64 号）
- (6) 守山市立保育園の設置および管理に関する条例（昭和 39 年条例第 38 号）
- (7) 守山市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 16 号）
- (8) 守山市子どものための教育・保育給付認定等に関する条例（平成 26 年条例第 19 号）
- (9) 守山市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 17 号）
- (10) 守山市立保育園の管理運営に関する規則（昭和 46 年規則第 12 号）
- (11) 守山市立保育園の備品管理に関する規程（平成 2 年訓令第 2 号）
- (12) 守山市立保育園に入園する児童の処遇に関する規程（平成 8 年訓令第 10 号）
- (13) 守山市個人情報保護条例（平成 14 年条例第 36 号）
- (14) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）  
その他労働関係法令
- (15) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (16) その他指定管理者の業務を行うにあたり関連する法令等

#### 5 指定管理者が実施する業務に関する事項

指定管理者は、次に掲げる業務を実施しなければならない。

ただし、事業の全部または主要な業務を第三者に委託または請け負わせることはでき

ない。なお、清掃等の業務を委託することはできるものとする。

(1) 児童福祉法第 24 条第 1 項に規定する保育の実施

入所定員（令和 6 年 9 月 1 日現在）

2 歳未満児	2 歳児	3 歳以上児	計
20 人	20 人	110 人	150 人

※入所定員に関わらず「保育所の入所の円滑化について（平成 10 年 2 月 13 日 児発第 73 号厚生省児童家庭局長通知）」に基づき、必要に応じて定員を超えて保育の実施を行うこと。

(2) 児童福祉法第 48 条の 3 第 1 項に規定する情報の提供、相談および助言の実施

(3) 保育内容および縦割り保育等の伝統事業等の実施

※別冊資料「守山市立吉身保育園の保育理念等および現状の保育内容について」を踏まえ、吉身保育園の伝統と文化の継承、発展に努めること。

(4) 特別保育事業の実施

特別保育事業として次に掲げる事業を実施すること。

ア 乳児保育事業（生後 3 ヶ月から）、障害児保育事業、低年齢児保育事業、延長保育事業（1 時間以上の延長）

イ 休日保育事業等

※アについては必ず実施するものとし、イについては指定管理者の独自事業とする。ただし、イについては、実施に際して守山市と協議するものとする。

(5) 未就園児等に対する子育て支援の実施

(6) 施設・設備等の維持管理

## 6 開所（保育）時間および閉所日に関する事項

吉身保育園の開所（保育）時間および閉所日については次のとおりとする。

(1) 開所（保育）時間

ア 通常保育

・月曜日から土曜日までの午前 7 時から午後 6 時まで

※土曜日については、あらかじめ市長の承認を得たうえで、利用状況に応じて開所（保育）時間を短縮することができるものとする。

イ 延長保育

・月曜日から金曜日までの午後 6 時以降（1 時間以上）

※土曜日については、原則、延長保育の実施を要しないものとする。

(2) 閉所日

・日曜日、1 月 2 日、同月 3 日、12 月 29 日から同月 31 日までおよび国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する日

※ただし、開所（保育）・閉所時間については、あらかじめ保育業務の実施に応じ

て守山市と協議のうえ、市長の承認を得て変更することができる。

## 7 指定管理期間に関する事項

指定管理者が業務等の管理を行う期間は次のとおりとする。

- (1) 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

## 8 個人情報の取扱いに関する事項

指定管理者は次に掲げる項目に基づき、適正に個人情報を取り扱わなければならない。

- (1) 個人情報の取扱いについては、守山市個人情報保護条例（平成14年条例第36号）に基づき適正に管理するものとし、情報の漏洩があった場合は、速やかに漏洩情報を把握し、守山市へ報告すること。
- (2) 守山市から指定管理者が保有する情報の提供を求められた場合は、これに応じること。

## 9 給食の調理業務に関する事項

指定管理者は給食の安全と質の向上を図るため、次に掲げる項目を遵守しなければならない。

- (1) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき園内調理を行い、児童に対する食の安全を徹底し、良質な給食を継続して提供すること。
- (2) 児童に給食を提供する前には、必ず2名以上（園長および主任とし、不在の場合は園長が指定する職員が行うこと。）による検食を行うこと。
- (3) 献立については、公立園共通の献立表を活用した食事等を提供するなど、児童の栄養管理に努めること。また、保護者向けに給食の展示を行うなど、食育の推進に努めること。
- (4) 食材については、原則、国産品を使用し、不必要な食品添加物、着色料、遺伝子組み替え食品やこれを原材料とした食品を使用しないこと。
- (5) アレルギーや宗教上の事由等の問題が発生する場合には、保護者および掛かりつけの医師等と十分に協議し、除去食および代替食によりきめ細かい対応をすること。

## 10 施設等の維持管理に関する事項

指定管理者は、吉身保育園の維持管理に関して次に掲げる項目を遵守し、管理責任者および管理業務に必要な職員等を配置するとともに、常に良好な状態で施設環境を維持管理し、災害防止に必要な措置を講じなければならない。

- (1) 施設の出入口および各室の施錠は確実にを行い、不審者の立ち入り等未然に防止し、秩序保持に努めること。
- (2) 施設内、敷地内および保育園周辺は、常に清掃・除草等を行い、美観の保持に努めること。

- (3) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく防火管理者を配置し、消防設備の維持管理など防火管理上必要な措置を講じること。
- (4) 施設内で事故や災害等の緊急事態が発生した場合は、指定管理者は児童等の安全を確保するため必要な措置を講じるとともに、直ちに守山市および関係機関に通報すること。
- (5) プールおよび給排水設備は衛生管理を徹底し、児童が安全に利用できるよう定期および常時点検を行うこと。
- (6) プールは、FRP樹脂製であり、材質上、委縮防止を図る必要があるため、年間を通じて常時満水にすること。
- (7) 敷地の木々に寄生する害虫などにより隣接する住宅に影響が及ばないように、害虫の駆除、立木の剪定その他必要な措置を講じること。
- (8) 施設の修繕に関して、主に施設構造にかかる大規模修繕については守山市が行い、小破修繕については指定管理者が行うものとし、高額（100 万円以上）となるものについては守山市と協議すること。
- (9) 光熱水費については、指定管理者が負担すること。

## 11 職員の配置および条件に関する事項

保育園で従事する職員は健全な心身を有し、児童の保育に対し熱意のあるものであって、できる限り児童福祉事業および実際について訓練を受けたものを配置するとともに、次に掲げる職員を配置しなければならない。

- (1) 常勤の職員（他の施設と兼務しないで概ね 1 日の勤務時間が 7 時間 45 分以上で、1 箇月の勤務日数が 20 日以上勤務する職員をいう。）として、次に掲げる職員を配置すること。

なお、国の制度改正等による基準の見直しが行われた場合は、当該基準に従うものとする。

〔職員の配置〕

役職名	配置数	配置基準								
園長	1名	施設の管理運営を行なう職員であり、保育士資格を有し、保育実務経験15年以上のものであること。								
主任保育士	1名	園長の業務を補佐する職員であり、保育士資格を有し、保育実務経験10年以上のものであること。								
一般保育士		<p>市の基準に従い児童数に応じ保育士を配置するものとし、保育士資格を有する常勤職員で5年以上の保育実務経験を有するものが概ね3分の1以上含まれていること。</p> <p>配置にあたっては、経験および年齢構成を考慮すること。 (市基準)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>0歳児</td> <td>1・2歳児</td> <td>3歳児</td> <td>4・5歳児</td> </tr> <tr> <td>3 : 1</td> <td>4 : 1</td> <td>20 : 1</td> <td>30 : 1</td> </tr> </table> <p>※ 園児の状況等を総合的に勘案し必要がある場合は、障害児担当保育士および特別配置保育士に充てることができる。</p>	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	3 : 1	4 : 1	20 : 1	30 : 1
0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児							
3 : 1	4 : 1	20 : 1	30 : 1							
地域担当保育士		<p>地域活動の推進ならびに虐待の早期発見および未然防止を図り、地域と家庭の連携を強化するため、一般保育士以外に保育士資格を有する常勤職員で5年以上の保育実務経験を有するものを配置すること。</p> <p>配置基準については、保育所の定員を72名で除して算出された値の小数点以下を切り捨て得られた員数とする。</p>								
障害児担当保育士		<p>知的障害児、身体障害児等であって児童相談所等においてその児童の発達上集団保育が必要であると認められた者を保育するため、守山市の基準に基づき保育士資格を有する常勤職員の保育士を配置すること。</p>								
特別配置保育士		<p>週休2日制を実施するため、一般保育士から地域担当を差し引いた員数に5で除して得た員数(1人未満の端数があるときは、これを1人とする。)の保育士資格を有する常勤職員を配置すること。</p>								
調理員		<p>市の基準に基づき調理師免許または栄養士免許を有するものを配置すること。ただし、少なくとも1人は調理師免許を有するものとする。 (市基準)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>施設定員</th> <th>配置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>41人以上 150人以下</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>151人以上</td> <td>4人</td> </tr> </tbody> </table>	施設定員	配置数	41人以上 150人以下	3人	151人以上	4人		
施設定員	配置数									
41人以上 150人以下	3人									
151人以上	4人									

※職員の保育実務経験年数については、令和7年4月1日時点とする。

※守山市は、一般保育士、地域担当保育士、障害児担当保育士、特別配置保育士、調理員について、本仕様書中「13 管理運営経費に関する事項」に掲げる事業費補助金等相当額を支払うものとする。

## (2) その他の職員

役職名	配置数	配置基準
嘱託医	各 1 名	内科および歯科医
看護師	必要に応じ 配置すること	園児の健康管理を行う上で、必要となる職員
非常勤・ パート保育士		一般保育士の代替保育士として、保育士資格を有するもの
用務員・ 事務員等		管理運営上、必要となる職員

(3) 職員の健康診断は、年 1 回以上実施すること。

(4) 園長、主任を含むすべての職員は月 1 回以上の赤痢菌、サルモネラ菌および腸管出血性大腸菌を対象とした検便を実施すること。また、必要に応じ 10 月から 3 月にはノロウイルスの検査を含めること。

(5) 職員の資質向上を図るため、研修計画を立案し確実に実施すること。

## 12 保護者等との連絡調整に関する事項

保護者との連絡調整を図るため、次に掲げる項目を実施しなければならない。

(1) 保護者との連携について、面談の実施や連絡帳のやり取り、保育参観を実施するなど保護者に対して児童の状況を詳細に報告すること。

(2) 保護者からの要望および苦情等に対応する窓口を設置し、適切に対応すること。また、その相談および対応について詳細に記録し、保護者に対して掲示板等により周知すること。

(3) 保育園の運営にあたっては、保護者の意見を積極的に取り入れ、定期的に話し合う場を設けるなど相互理解に努めること。

(4) 保護者の意向調査として、年 1 回以上、アンケート調査を実施し公表するとともに、その結果を園運営に反映できるよう努めること。

※(2)および(4)の結果については、守山市へ報告するものとする。

## 13 管理運営経費に関する事項

守山市は吉身保育園の管理運営に必要な経費として、指定管理料を支払う。

(1) 指定管理料は、次のアおよびイに定める額および特別事業分として補助金等要綱に基づく金額の合計額を支払うものとする。

ア 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 65 条に定める施設型給付費の支給に要する市町村支弁額。

イ 守山市施設型給付費等加算事業実施要綱（平成 30 年告示第 241 号）第 5 条に定める保育士等処遇改善加算および第 10 条に定める大規模園副園長設置加算として支

給される額。

ただし、アおよびイの額に、次に掲げる本市が特別事業分として交付等している補助金等相当額が含まれると認められる場合は、当該補助金等分を控除した額とする。

なお、児童数および特別事業の実施実績により、当該指定管理料の額に増減が生じる場合がある。

※特別事業に応じた事業費補助金（令和6年9月現在）

- ① 守山市就学前教育事業運営費助成金（平成15年告示第70号）
- ② 守山市保育士等特別配置事業費等補助金（平成24年告示第109号）
- ③ 守山市障害児保育事業費補助金（昭和56年告示第16号）
- ④ 守山市給食調理員特別配置費補助金（平成5年告示第60号）
- ⑤ 守山市保育所地域活動事業費補助金（平成2年告示第4号）
- ⑥ 守山市保育研究活動促進事業費補助金（平成4年3月25日制定）
- ⑦ 守山市保育実施児童災害補償加入費補助金（平成7年告示第50号）
- ⑧ 守山市延長保育促進事業費補助金（平成11年告示第90号）
- ⑨ 守山市保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金（平成29年告示第150号）
- ⑩ 守山市保育体制強化事業費補助金（平成31年告示第183号）
- ⑪ 守山市一時保育促進事業費補助金（平成10年告示第144号）
- ⑫ 守山市保育士等確保事業費補助金（令和2年告示第191号）

※ 延長保育および一時保育を実施する場合について、指定管理者はあらかじめ守山市と協議のうえ利用料を定め、指定管理者の収入とすることができる。

(2) 指定管理料は、人件費、事務費、管理費、電気料金、電話料金、上下水道料金、傷害保険料、賠償責任保険料等および業務に必要な各種研修等への参加費、負担金等および補修費または修繕費、備品購入費、消耗品購入費等の吉身保育園に係る管理運営を行う一切の経費とする。

ただし、施設全体にかかる大規模改修については、指定管理者の責に帰すべき事由があると認められる場合を除き、守山市が負担する。

(3) 指定管理者は、あらかじめ毎年度事業開始前に詳細にわたる予算書および事業計画書等を、また、毎年度事業終了後、速やかに事業報告書を作成し、管理業務の実施状況および利用状況、管理に係る経費の収支状況等を守山市に提出すること。

(4) 指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、原則、12回に分割して指定管理者の請求に基づき守山市が支払うものとし、支払い方法は預金口座への振込みとする。

(5) 指定管理者は、吉身保育園の指定管理業務に係る経費および収入について、団体自身または他の施設と区分して経理するとともに、専用の口座で管理すること。

(6) 公租公課は指定管理者の負担とすること。

#### 14 物品の管理に関する事項

指定管理者は、守山市立保育園の備品管理に関する規程（平成2年訓令第2号）に基づき、適正に備品の管理を行わなければならない。

- (1) 指定管理料で購入した備品については、守山市に帰属するものとし、備品台帳に登録すること。
- (2) 備品の廃棄については守山市に協議すること。

#### 15 児童の健康管理および衛生管理に関する事項

指定管理者は、児童の健康管理および衛生管理について、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 児童には、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断および臨時の健康診断を学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施するとともに、記録として保管すること。
- (2) 児童が使用する遊具、器具および食器等については、衛生管理を徹底すること。
- (3) 保育園には、必要な保健備品および医薬品等を備え、適正に管理すること。

#### 16 危機管理に関する事項

児童の安全対策について、緊急、防犯、防災時等の安全を確保するための各種マニュアルを作成し、定期的に職員および児童に対し避難訓練等を実施するなど危機管理体制を確立すること。

#### 17 加入保険に関する事項

指定管理者は、児童の事故等の対応として、全国私立保育園連盟保育園賠償責任保険または日本保育協会保育園賠償責任保険等に類する災害保険に加入すること。

また、施設の損壊等に係る保険に加入するなど事故等の対応に万全を期すこと。

#### 18 指導および監査等に関する事項

指定管理者は、保育の質の向上を図るため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 滋賀県および滋賀県健康福祉サービス第三者評価機関による監査を受審し、指摘があった場合はただちに改善を行うこと。
- (2) 保護者、指定管理者および守山市の三者合同により、保育内容および運営等について定期的に協議する場を設けること。
- (3) 守山市は定期的に巡回保育士を派遣し、日常の保育内容等について指導を行うものとする。指定管理者は、巡回保育士から口頭もしくは書面により指摘があった場合、ただちに改善し、その改善内容を守山市に報告すること。

## 19 モニタリングおよび事業評価

指定管理者は市民サービスの向上に向けて、市の指定する指定管理者制度の評価シートを作成し、施設の管理運営について必要に応じ計画を立案のうえ、管理運営を評価し、改善に努めるよう市と協議を行うこと。

## 20 責任の分担に関する事項

守山市と指定管理者における責任の分担は別表のとおりとし、施設の保守管理、安全点検、衛生管理、修繕は指定管理者の責任とする。

## 21 引継ぎに関する事項

指定管理者は、公立である吉身保育園を円滑に運営し、児童に対して継続的に良質な保育を提供するため、守山市および吉身保育園から引継ぎを受けなければならない。

(1) 指定管理者は、協定書の締結後、速やかに守山市および保護者との協議の場を設け、引継ぎおよび園運営について意見聴取を行うものとする。

また、保護者に対して保育内容および保育園運営方針について、十分に説明し理解を得ること。

(2) 引継期間は、令和7年1月協定書締結日から令和7年6月30日までとする。

(3) 指定管理者は、引継期間中、吉身保育園へ職員を派遣するものとし、引継ぎを受けられる職員は、指定管理後においても、原則、引継業務（担任等）を受け持つこと。

なお、令和7年4月1日以降は新指定管理者として引継ぎを受けられるものとする。

(4) 引継ぎを受けられる職員は、次のとおりとする。

引継職員	引継内容
園長	・園運営に必要な事務処理に関すること。 ・保育内容、行事等の継承事業に関すること。 ・児童一人ひとりの成長過程に関すること。 ・給食に関すること。 ・保護者との連絡調整に関すること。 ・市内保育園との連携に関すること。
主任	
保育士 (クラス担任)	・児童一人ひとりの成長過程に関すること。 ・保育内容、行事等の継承事業に関すること。 ・保護者との連絡調整に関すること。
調理員	・調理業務に関すること。 ・食育に関すること。 ・給食庶務に関すること。

(5) 指定管理者は、引継期間において、あらかじめ引継ぎを受けられる職員の派遣計画を守山市へ提出すること。なお、派遣計画は、次の引継ぎを考慮し作成すること。

ア 園運営および保育の引継ぎ

イ 園独自事業の引継ぎ

ウ 保護者協力行事の引継ぎ

エ 保護者会および役員会の引継ぎ

(6) 引継ぎを受ける職員は、あらかじめ健康診断を受け、その結果を守山市へ提出すること。

(7) 引継ぎを受ける園長、主任保育士を含むすべての職員は月1回以上の赤痢菌、サルモネラ菌および腸管出血性大腸菌を対象とした検便検査を受け、その結果を守山市へ報告すること。

ただし、引継ぎを受けない月がある場合はこの限りではない。

(8) 守山市は、予算の範囲内において、引継ぎに要する経費の一部を指定管理者へ支払うものとし、詳細については別途協議するものとする。

(9) 指定管理者は、その指定期間満了後において、次期指定管理者が支障なく管理運営業務を遂行できるように、引継ぎを行うこと。

## 22 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

指定期間中において、事業の継続が困難となった場合の取り扱いは次のとおりとする。

(1) 指定管理者の責に帰すべき理由による場合の措置

指定管理者の責に帰すべき理由により事業の継続が困難となった場合、市長は取消しまたはある一定の期間を設けて業務の全部もしくは一部を停止することができるものとする。この場合において、守山市に生じた損害は指定管理者が賠償しなければならない。

(2) その他の理由により事業の継続が困難となった場合の措置

災害その他の不可抗力等で事業の継続が困難となった場合、直ちに指定管理者は守山市と協議を行い、事業継続の可否について事業継続計画を守山市へ提出しなければならない。この場合において、守山市は事業の継続が困難であると判断した時は、管理協定を解除することができる。管理協定の解除後、指定管理者は次期指定管理者が円滑に吉身保育園の管理運営が遂行できるよう、引継ぎを行うこと。

## 23 その他の重要事項

指定管理者は円滑な施設運営を行うために、次に掲げる項目に取り組まなければならない。

(1) 児童の安全を最優先とし、安全確保のため必要な措置を講じること。

(2) 日常の保育活動（縦割り保育等）や運動会などの行事等は、現在実施されているものを原則継承すること。

(3) 障害児保育体制を確立し、積極的に心身に障害をもつ児童を受け入れること。

(4) 登降園時において近隣住民、小学校関係者等の迷惑にならないよう交通指導にあたること。

- (5) 職員の採用に当たっては、児童の影響も考慮し、現在、吉身保育園で勤務している臨時職員等の継続雇用に配慮すること。
- (6) 守山市内産業の活性化を考慮し、物品の購入にあたっては、市内業者の活用を基本とすること。
- (7) 個人情報以外の情報は、積極的に保護者等に公開すること。
- (8) 指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理業務の内容および処理について疑義が生じた場合は守山市と協議すること。

(別表) 守山市と指定管理者のリスク分担表

項目	内容	負担区分	
		市	指定管理者
経費の増大	市の指示に基づく業務内容の変更	○	
	管理運営費に係る物価水準の変動		○
利用者および周辺住民からの苦情	施設の設置に関すること	○	
	施設の管理運営に関すること		○
施設および設備の修繕	不可抗力(暴風、豪雨、その他の自然的など)による大規模なもの	○	
	経年劣化、構造上の瑕疵等による大規模なもの	○	
	管理の瑕疵から生ずるもの		○
	小規模で日常において修復できるもの		○
備品の損傷	市の備品に係る不可抗力または経年劣化によるもの	○	
	市の備品に係る管理の瑕疵から生ずるもの		○
支払の遅延	指定管理者から業者への経費の支払遅延による延滞金、違約金等の発生		○
個人情報情報の漏洩	市の指示若しくは指導の不備または錯誤によるもの	○	
	指定管理者の不備または錯誤、指定管理者職員の不法行為等によるもの		○
管理運営に係る事故	施設の設置の瑕疵から生ずるもの	○	
	施設の管理の瑕疵から生ずるもの		○
第三者への賠償	施設の設置の瑕疵から生ずる損害に対するもの	○	
	施設の管理の瑕疵から生ずる損害に対するもの		○
	管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずる損害に対するもの		○
事業終了時の費用	指定期間終了時(期間中途含む)における事業者の撤収費用		○

※原油等価格変動による光熱費等の大幅な増減への対応については別途協議する。